



NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788
TEL : 03-6302-1919 FAX : 03-6302-1920
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN
Phone : 81-3-6302-1919 Fax : 81-3-6302-1920
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

持続化給付金の宗教法人への適用についての私たちの考え ～政教分離原則が守られるように～

2020年5月13日、テレビ東京は「新型コロナウイルスで減収となった中小企業に対し200万円を支給する“持続化給付金“について、政府は、新たに中小の宗教法人を対象に追加する方向で最終調整に入った」と報道しました。また5月21日の仏教タイムスは、その背景として日本宗教連盟の事務局側から、新型コロナウイルス感染防止のため葬儀等の自粛が長期化する中で経営が圧迫されている宗教団体の現状を元に、関係省庁や各政党に働きかけがあったと報道しました。

私たち、日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会は、これら持続化給付金等の公金支出が宗教法人に拡大され、宗教団体が行う宗教活動のため援助が行われることは、日本国憲法第20条3項の「政教分離原則」、および同89条の「公の財産の宗教団体への支出の禁止の原則」を事実上緩め、さらに無力化に繋がるのを危惧します。

政府や地方自治体による宗教団体の宗教活動への公金支出は、宗教団体の国に対する自主独立を阻害することにも繋がるからです。「明治」から敗戦にわたって、国家神道体制が国によって推進されたことにより、国が推進する理念や考えに対して信じない自由、従わない自由が阻害され、各宗教団体においても独自の教義や理念の自立性が損なわれることとなりました。「政教分離原則」はこの歴史の教訓から定められたもので、全ての宗教団体、諸教派、諸教会が、国から宗教活動への援助を受けることは、自らの教義の自主性を守るためにも、慎重であるべきものと考えています。

私たちは、「政教分離原則」を厳格に守る立場から、持続化給付金の宗教法人の適用は慎重になるべきであり、よく吟味する必要があると考えます。

私たちは宗教者として、これまで様々な未曾有の出来事に、それぞれの自主性と自由で具体的な信仰的な方策によって乗り越えてきました。そしてこれからも乗り越えていくものでありたいと願います。そして今後とも、「政教分離原則」を厳格に守り、また守られていくことを希求します。

2020年6月12日

日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会
委員長 星出卓也